

令和3年6月定例会 常任委員会

企画環境委員会

| | |
|--------|---|
| 委員長名 | 佐藤雅裕 |
| 委員会開催日 | 令和3年7月1日（木）、2日（金） |
| 所属委員 | [副委員長]佐藤義憲 [委員] 山口信雄 三瓶正栄 佐久間俊男 矢吹貢一 宮本しづえ 長尾トモ子 亀岡義尚 |



佐藤雅裕委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…3件
※[知事提出議案はこちら](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…2件
※[議員提出議案はこちら](#)

（ 7月 1日（木） 企画調整部）

宮本しづえ委員

会津地方デジタル変革プロジェクトによる市町村標準業務構築モデル事業において共通化、統一化される市町村の業務内容を聞く。

デジタル変革課長

具体的な内容は今後決まるが、例えば住民基本台帳に基づく戸籍等の証明書発行に係る様式等や農林業等の補助金申請から交付までの手続関係の共通化等を想定している。

宮本しづえ委員

共通化によって、住民はどのような利便性を享受できるか。

デジタル変革課長

証明書発行業務等に係る手続が速やかに進められ、窓口での待ち時間短縮が想定される。また、今までその発行業務に対応していた職員は別業務に当てる時間を確保でき、結果として住民サービスの向上につながると思われる。

宮本しづえ委員

デジタル改革関連法案は市町村や県が保有する基本的な個人情報を統一化する必要があるとの考え方となっているが、そうすると各自治体のルールも統一化されると思う。現行の個人情報保護制度では各自治体間でルールが異なっておりデータ流通の障害になるため統一化するとの理屈を述べているが、個人情報保護との関係で特別な情報管理を行っている自治体は会津地方にあるか。

デジタル変革課長

これまで各自治体が保有するデータについては一元管理を行っていない。例えば住民基本台帳の情報とそれ以外の情報は個別に管理しているが、その分散管理は今後も継続される。当該モデル事業では様式の統一や事務手続の共通化、標準化を想定しており、個人情報等を取り扱う予定はない。

宮本しづえ委員

デジタル改革関連法案の成立も追い風となり当該モデル事業が採択されたと思うため、もちろん法律の趣旨にのっとりモデル事業が進められると理解している。

先ほど企画調整課長から自治体情報セキュリティクラウドの次期システムへの移行について説明があったが、そのクラウドで各自治体が個人情報を管理、運用した結果、これまでの各市町村の個人情報保護の考え方や取扱い方法が大きく変化してしまうのではないかと。デジタル変革課長は個人情報の取扱いはないと説明したが、本当にそうなのか。どのような形で保証されるのか。

デジタル変革課長

個人情報保護法は今後改正が予定されているが、デジタル化によって従来の個人情報の取扱いを大きく変えることはないという。なお、法改正後は措置等の規定を各自治体が条例等に反映する予定だが、本県は国のガイドライン等を踏まえ総務部で検討する予定と聞いている。

佐藤雅裕委員長

一旦整理するが、今回の補正予算には個人情報の取扱いまで踏み込む事業として計上しているのか。そこを明確にしないとやり取りがかみ合わないと思うが、どうか。

デジタル変革課長

先ほど説明したとおり、当該モデル事業において個人情報関係を取り扱う予定はない。

宮本しづえ委員

戸籍に関する情報も統一化の中にも含まれるとの説明があったため当然個人情報の取扱いがあると理解したが、そうではないのか。

デジタル変革課長

戸籍の証明書を例として説明した。当該モデル事業は、あくまで窓口で発行する証明書の様式や交付までの受付等事務手続部分におけるデジタル化または共通化を検討する事業であるため、住民の個人情報を取り扱うことは想定していない。

宮本しづえ委員

当該モデル事業では今後様々な方法を検討するとのことだが、県が保有する情報を匿名加工し処理するオープンデータ化も含まれるのか。

デジタル変革課長

先ほど説明したとおり、当該モデル事業では手続や様式等の検討を行う。委員指摘の内容は一般的なDX推進の中で検討されるものであり、当該モデル事業の検討には含まれない。

長尾トモ子委員

東京駅前常盤橋ふくしま情報発信事業について聞く。以前八重洲口にあった福島八重洲観光交流館は、閉館すべきでなかったと思っている。日本橋ふくしま館M I D E T T Eもあるが、東京駅にあり多数の人々が行き来可能だった観光交流館は残してほしかった。

今度は常盤橋に本県の情報発信館が整備されるとのことだが、現時点での規模や内容を聞く。

風評・風化戦略室長

まず、東京駅前常盤橋プロジェクトについて説明する。現在三菱地所(株)が、東京駅の北側に位置する八重洲と日本橋の中間程度のエリアに超高層タワー2棟の建設を進めている開発プロジェクトである。1棟目は今年6月末竣工予定、2棟目は来年夏頃の着工予定で、最終的には2棟の超高層タワーが誕生する。

2棟目が建設されるエリアは着工までの期間中自治体に無償貸与することによって、本県にも約100㎡程度のスペース貸与の声がかかり発信事業提案の運びとなった。スペースには、例えば巨大赤べこ等本県らしさが目を引く常設展示物の設置、復興状況の周知や特産品販売のマルシェ等のイベント開催、さらに市町村へチャレンジスペースとして貸し出し、活

用してもらおう等を考えている。

長尾トモ子委員

当該発信事業だが、市町村への通知や公募等具体的な内容は詰めているのか。

風評・風化戦略室長

補正予算が議決となった暁にはまず委託業者を決定するが、その中で各市町村に対しても県から声をかけ、希望を取った上で調整していきたい。

長尾トモ子委員

今回の予算内で大きい取組の実施は難しいと思うが、その後2棟のタワーが完成した場合、タワーの一室を借りる考えはあるか。

風評・風化戦略室長

当該予算は今年度限りである。来年度以降は、2棟目のタワー着工まで借用可能かを踏まえ継続を検討したいが、タワー使用時のテナント料が課題である。

長尾トモ子委員

予算と直接関係ないかもしれないが、日本橋ふくしま館M I D E T T Eが少々遠い。以前の観光交流館のように東京駅の中にあれば多数の人々に本県を認識してもらえるとと思うため、今後検討するよう願う。

宮本しづえ委員

あづま陸上競技場の夜間照明工事関係について聞くが、今後設置する4基で十分な明るさを確保できるのか。あづま球場には福島市が8基の照明を設置しているが、陸上競技場の明るさは問題ないのか。また、工事契約の相手方は宮城県仙台市の事業者と記載あるが、県内に適任の事業者はいないのか。

地域政策課長

公益財団法人日本サッカー協会とJリーグが定めるスタジアムの基準を踏まえ、4基を基本としている。後付けまたは独立型の照明を設置したスタジアムは4基が一般的なようで、直近では青森県八戸市のプライフーズスタジアムにおける4基設置の例がある。なお、J2スタジアム基準で照度は1,500ルクス以上となっているが、4基でも基準をクリアできる予定である。

また、契約の相手方は公募型プロポーザルにより決定した。プロポーザル参加業者はJV含め3業者であったが、契約相手方以外の2業者の中には県内の業者が構成員として含まれていた業者もあるため、県外の業者しかいないわけではない。

宮本しづえ委員

可能であれば、県内の業者を積極的に活用してほしいとの思いがある。プロポーザルの評価基準には地元貢献に関する配点もあったと思うが、当該契約相手方が優れていた理由を聞く。

地域政策課長

スポーツでの幅広い利活用に加え、コロナ禍による屋外使用のメリットを踏まえた夜間の多様な利活用に配慮された提案であったこと、さらに今後のメンテナンス等を含め経済性に関する項目でも具体的な提案であったことが高評価の理由である。

佐藤義憲副委員長

私は総合行政情報システムの開発担当SEであったため、恐らく自治体情報セキュリティクラウド運用事業を一番理解していると思う。過去、当時の会津地方約18市町村が会津計算センターに加盟している時期に、富士通(株)のシステムで情報システムを共通化し提供していた。その後様々なシステム関連業者が関わるようになり、現在は富士通(株)以外にも(株)TKC等のメーカーが参入していると思う。

今回はプラットフォームの共通化と理解しているが、それを進めるに当たり既存のシステムとのすみ分けはどの範囲ま

で考えられているのか。各メーカーが導入している住民情報システムとの兼ね合いを聞く。

デジタル変革課長

会津地方デジタル変革プロジェクトによる市町村標準業務構築モデル事業において、各市町村が使用している基幹システムの統合までは想定していない。まずは事務手続等の業務手順見直しから着手し、その工程の中でデジタル化が可能な部分をRPA等の自動化ソフトを用いて効率化を検討する予定である。

基幹システムはそのままの状態ですoftを横展開することにより、同様の業務を行っている市町村が活用できそうなシステムのモデル構築を想定している。

佐藤義憲副委員長

基幹システムには手を加えず、オペレーション部分の共通化を図っていくとの説明であった。確かに、過去の会津計算センターにおける運用の際も、各自治体が同様のシステムを利用し、職員同士が自治体の垣根を超えて様々な情報のやり取りや使用方法等を共有しながら効率化を図っていたが、今後はそのような部分も期待できると思う。先ほど触れていた戸籍システムは大手企業等が参入しているが、システム自体を改変、改修するのではなく、まずはオペレーションを見直す、作業手順を洗い出すとの理解でよいか。

デジタル変革課長

副委員長が述べたとおり、現時点では見直しや洗い出しへの着手を想定している。基幹システム等については検討していない。

宮本しづえ委員

現時点では業務の手順の統一化を目指すとのことだが、当然今後は各自治体が保有する情報一元化の方向性が出てくるのではないかと。当該モデル事業ではそこまで目指さないとのことだが、やはりデジタル改革関連法案の最たる目的は国が全情報を一元化し様々な場面で活用できるようにすることだと思うが、この認識で間違いないか。

デジタル変革課長

デジタル改革関連法案の趣旨は、デジタル化の進展により住民がメリットを享受できるような行政サービスの向上を目指していくことである。先ほどから説明しているとおり、個人情報関係データの一元管理は想定していない。分散管理のセキュリティーをしっかりと確保した上で、住民がデジタル化のメリットを享受できる社会を目指していく趣旨と理解している。

宮本しづえ委員

デジタル社会形成基本法の第一条には「国際競争力の強化及び国民の利便性の向上」と掲げられており、法改正の最たる目的は国際競争力の強化であることが明確に述べられているのではないかと。世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すことと安倍前内閣総理大臣が述べていたとおり、デジタル関連情報を一元化し企業活動に提供することが法改正の最たる目的であり、結果、企業活動で個人情報が利用されると推測するが、どうか。

デジタル変革課長

特にこのコロナ禍において顕在化した課題として、リモートワーク等の場面で行政のデジタル化が遅れているため、その状況を踏まえたデジタル化の推進が議論されている。技術的な面は民間企業がどんどん進んでおり、セキュリティーを確保した上でデジタル化のメリットを十分に生かしたサービスが開発されているため、県としては法の趣旨を踏まえた上で施策を展開したい。

企画調整部長

デジタル改革関連法案には、個人情報保護法の改正も含まれている。たとえデジタル社会形成基本法が施行されても、各個人情報取扱事業者による適正な取扱いは不変である。さらに法の趣旨を踏まえたルールをきちんと規定していくため、取扱いは問題ないと思う。

各市町村で保有する個人情報の分散管理も今後変わることはないが、特定できないよう匿名加工情報という形に変えて

流通させていく点がポイントである。現行法では照合不可のため匿名加工情報は個人情報ではないとの取扱いだが、今後は民間事業者の様々なイノベーションに利活用されると思われる。ただし、これまでの個人情報保護法における分散管理と両立した上での取扱いが進んでいくと思われるため、安心してほしい。

宮本しづえ委員

個人情報保護の考え方は不変との説明があったが、本当にそうなのか。私は流出の危険性があると思う。

匿名加工情報だから識別できないとのことだが、その匿名加工情報は委託先の民間企業が作成するのであって、行政が直接作成するわけではない。その時点で個人情報流出の危険性があると思うべきではないか。匿名加工情報は導入しないとの選択肢が、都道府県や市町村にはあるのか。

デジタル変革課長

個人情報保護については条例等で必要な措置等を独自に規定できるとされており、今後国から示されるガイドライン等を踏まえ担当部局の総務部で検討される予定と聞いている。

宮本しづえ委員

都道府県は匿名加工情報の導入拒否不可と解釈されていたはずである。個人情報流出の危険性により県が匿名加工を拒否することはできない、と言えないのが法の立て付けではないか。市町村は拒否可能だが、都道府県は不可だったと思う。識別化されないとと言っても、加工のために個人情報を委託先の民間企業に提供する時点で県民の個人情報流出の危険性があるのではないか。

デジタル変革課長

先ほどから説明しているとおおり、詳細は国からのガイドライン等を踏まえて今後担当部局の総務部が検討することであり、それ以上の説明は困難である。

宮本しづえ委員

国からのガイドラインが来てないため説明できないとのことだが、既にデジタル改革関連法案の審議を通じ個人情報について議論されており、都道府県が匿名加工情報提供を拒否できないとの解釈はほぼ確定と思われる。

また自治体の窓口業務の簡素化について、人員削減や一定の事務の効率化を否定するわけではないが、自治体の窓口業務は、職員と住民が対面でやり取りすることによって状況を把握し必要な支援策の助言を行う等の重要な役割を担っている。事務手続の簡素化によって利便性は向上するが、窓口への職員配置の削減は自治体の役割として本末転倒ではないか。コンビニエンスストアで住民票の写し取得が可能になったとの理由で、出張所を全廃した自治体もあると報告されている。自治体本来の役割である住民サービスそのものの否定ではないか。その点がデジタル化の危険な側面だと思うため、安易に簡素化、効率化だけを追求する方法は問題がある。

加えて、自治体クラウドの統一化によって行政サービスのシステム変更が不可能となり、市町村独自の住民サービス向上を図る施策が非常にやりにくくなる事態が発生するのではないか。

デジタル変革課長

窓口のデジタル化は、ネットで申請する等自分で完結できる住民へのメリットがある上、全体の1、2割でも電子申請に変わると窓口や電話での待ち時間等が格段に少なくなる。行政内部での事務処理も早くなるため、結果として窓口申請の住民に対してもより丁寧な対応が可能になる等のメリットもある。一部分へのデジタル化導入でも、メリットの享受が十分可能になると考えている。

また、統一化は決して自治体独自の施策を妨げるものではない。全国どの自治体でも行う事務等に係る申請書や様式の統一化や手続の共通化には、基本的な部分の国によるパッケージングもあるが、それによらない自治体独自の施策を否定するものではない。

宮本しづえ委員

デジタル化はマイナンバーカードとの連結も含まれると思うが、県内のマイナンバーカード取得状況を聞く。

デジタル変革課長

今年6月1日現在で県は27.4%、全国は31.8%である。

宮本しづえ委員

デジタル化もそうだが、最近何でもスマホで決済させようとする流れがある。福島市ではMOMORINシェアサイクルへのスマホ決済導入が提起されたが、スマホ不保持者は利用不可なのかとの声があり、結局シルバーセンターへの委託とスマホ決済の両方を実施している。

デジタル化と言われているが追いつけない人もたくさんいるため、そのような人々がサービスから取り残されるようなことはあってはならない。それを踏まえ、県も市町村の動きを確認しながら指導、支援するよう願う。

いずれにせよ、デジタル改革関連法案は企業利益のために住民の個人情報を利用可能とするとの大きな狙いがあるのは明確である。個人情報の妙な活用や流出はあってはならないことを強く要望する。

長尾トモ子委員

会津地方の13市町村が連携して様々な取組を行っていることはすばらしいと思っている。これまでの取組があったからこそ、会津若松市へのデジタル庁新設の話も出たのではないか。人口減少等の影響を踏まえ様々な効率化を考えると、デジタル化は必要だと思う。今後、会津地方のみならず県内にデジタル化を広めるための方策を聞く。

デジタル変革課長

当該モデル事業は会津地方の地域課題解決を目標にしているが、今後デジタル化を進めるに当たって活用できる手法があれば県内にも広めていきたい。

長尾トモ子委員

当該モデル事業は手挙げ方式により採択されたのか。また、今後の取組を詳しく聞く。

デジタル変革課長

当該モデル事業は総務省の自治体行政スマートプロジェクトに係る提案事業に合致したため採択されており、財源は国からの委託金である。実証実験により効果が見込まれる業務は、県を通じて他の市町村等に横展開していきたい。なお、詳しい取組内容は今後検討していく。

企画調整部長

会津地方の自治体行政スマートプロジェクトのみならずDX全般の今後の方向性として説明するが、今年3月に福島県デジタル変革（DX）推進基本方針中間取りまとめを作成した。最終取りまとめの作成は今年秋頃を目指しているが、中間取りまとめでは基本目標として行政のDX及び地域のDXを掲げている。

また、DXの進め方を3段階としており、県による市町村支援のほか、県内の先進的な取組として国会答弁でも取り上げられた会津若松市のスマートシティに関する取組を県内エリアへの横展開が可能か検討する等、まずは行政のDXを推進する。震災後の10年間で会津若松市が積み上げてきた実績であるスマートシティの取組に県内各市町村が着手しやすいよう、要素分解した上で広めていきたい。県内にはまだ広まっていないが、県外には会津若松市の取組を展開している市町村もある。県外のみならず県内にも成果をもたらしていけるよう、広域自治体として県が取り組んでいく。さらに、昨年度まで会津地方振興局が進めてきた取組を企画調整部が受け継ぎ、しっかり進めていきたい。

長尾トモ子委員

東日本大震災や原発事故発生以降、知事は全力を尽くしており復興・創生の進化への思いも強い。その点を踏まえ、今後もしっかり取り組むよう願う。

宮本しづえ委員

東京オリンピック・パラリンピックについて聞く。県内の新型コロナウイルス感染状況が改善せず本日公表の感染者数も20人を超えており、開催が非常に心配である。命が大事であるため、東京オリンピック・パラリンピックの中止を求めるときと思うが、今定例会の一般質問において県はそのような立場にないとの答弁があった。

まず、県営あづま球場における観客見込み数を聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

オリンピックにおける収容人数は1万4,300人である。先般開催された東京オリンピック・パラリンピック組織委員会等の協議では、東京オリンピックの観客数を収容定員の50%以内で原則1万人とすることが決定した。あづま球場については、学校連携観戦プログラムに参加する児童生徒や関係者を含めて1万4,300人の50%に当たる7,150人で収まると組織委員会から聞いている。

宮本しづえ委員

収まるとは、どのように理解すべきか。児童生徒等を含めて7,150人で収めるとの意味か、それとも現在の申込み状況から収まるとの意味か。

オリンピック・パラリンピック推進室長

あづま球場では競技が3日間開催されるが、21日及び28日開催分のチケットは再抽せんの対象となっているため、その再抽せんを実施した上で7,150人に収まるとの趣旨である。

宮本しづえ委員

その場合、子供の観客数はどの程度になるのか。学校連携観戦プログラムの当初参加者数は2万680人だったが辞退の動きも出ているため、現時点の数字を聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

児童生徒のほか引率者も含めた学校連携観戦プログラムの参加者数は、大会延期決定前の時点で177校2万680人である。今年5月から最終意向確認を実施しており、現在は学校数及び参加者数ともに半分程度まで減少している。なお、現在も最終的な調整を実施している市町村がある。

宮本しづえ委員

学校連携観戦プログラムの参加者は、優先的に7,150人に含む取扱いとなるのか。

オリンピック・パラリンピック推進室長

全体で7,150人に収まる旨を組織委員会から確認しているが、学校連携観戦プログラムの参加者を優先するかは把握していない。

宮本しづえ委員

今定例会の一般質問でも、子供の動線は分けるため一般の観客と接触する機会はない方向で学校連携観戦プログラムを進めるとの答弁があったが、確実に実施できるのか。入場後に動線を分けるのは非常に困難かと思うが、詳しい方法を聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

学校連携観戦プログラムは引率教員による学校単位やクラス単位での移動を想定しているため、一般の観客と比べ感染リスクを低減させる様々な対策の実施が可能と思っている。具体的には、会場まで学校ごとに専用のバスで来場してもらい、一般の観客が乗車するシャトルバスと乗降場所を分ける等がある。駐車場から球場までの動線では一般の観客と一部重複するルートもあるが、ボランティアや県職員等スタッフによる声かけや誘導を行っていく。さらに、児童生徒専用の入場レーン設置や優先トイレ設置等も計画している。

宮本しづえ委員

入場までは方法があるとしても、例えば飲物を必要とする場面など入場後は様々なリスクが想定されるため、子供を危険にさらすことは基本的にやめるべきではないか。加えて、開催時期が夏にもかかわらず水分の持込みが750mlまでとかなり制限されている。それらを踏まえると、一般の観客と接触せず帰宅しその後も一切心配不要であることを本当に担保できるのか、文化スポーツ局長に聞く。

文化スポーツ局長

入場までの動線はオリンピック・パラリンピック推進室長が説明したとおりだが、入場後は一般の観客エリアとは別の学校連携観戦プログラム参加者専用エリアで観戦する。トイレや手洗い場も一般の観客が入らないよう、ボランティアや県職員等が誘導する。暑さ対策も専門家との綿密な打合せで具体的な方法等を検討していきたいが、現時点ではうちわや冷たいタオルの用意を考えているほか、学校連携観戦プログラム参加者用の給水場もある。観戦中に具合が悪くなった場合は早めに涼しいスペースで休んでもらう等の対策も併せて検討していく。

以上の内容を含め様々な対策を講じながら、児童生徒に危険が及ぶことのないよう安全・安心な観戦を目指した取組の検討に全力を尽くしているところである。

山口信雄委員

中山間地域の給油所について聞く。中山間地域は人口減少によって、住民はもとより車も減少している。加えてハイブリッド自動車や電気自動車等の導入もあり、給油所の経営が成り立たなくなっている現状がある。たしか公設民営の給油所があったと思うが、今後同様の事例が中山間地域に増えてくるのではないか。ガソリンや灯油、農機具の燃料は生活する上で必要となるため、今後の対策を聞く。

地域振興課長

委員指摘のとおり、令和2年8月に三島町の給油所が営業終了となった。その後会津地方振興局が現地に入るとともに、当課も経済産業省などを訪問する等寄り添った対応を行ってきたが、その後の12月に公設民営で一部再開となった。しかし、過疎地域においては厳しい状況であり、三島町を含めて給油所が1か所の自治体は5町村ある。

今後三島町が持続可能な燃料供給体制の確立に向けた検討の場を設立するとのことであるため、会津地方振興局と一緒に参画し県として支援を図っていきたい。また、県全体については、中小企業支援の観点から商工労働部における支援もあろうかと思うが、部局連携の上対応していきたい。

山口信雄委員

現時点で地域から給油所がなくなる情報はあるか。

地域振興課長

三島町の事例以降は特に聞いていない。

山口信雄委員

本県のみならず全国的な問題だと思うが、国が実施する施策等はあるのか。

地域振興課長

中小企業庁の所管かと思うが、中小企業等経営強化法に基づき各事業者が中長期計画を策定した際は支援を受けられると聞く。加えて、次世代の燃料供給体制に向けた技術開発実証サービスステーションやSS過疎地対策検討支援事業等のスキームもある。

山口信雄委員

営業終了決定後に地域で考えはじめるパターンが多いと思うため、その点も踏まえ今後対応するよう願う。

長尾トモ子委員

風評・風化戦略について聞く。東日本大震災、原発事故から10年が経過し、処理水の問題をはじめ様々な課題がある。ターゲットを意識した伝わる発信との話もあったが、現時点で考えている伝わる発信を詳しく聞く。

風評・風化戦略室長

県から一方的に発信するのではなく、伝える側や受け取る側の存在を念頭に置いた上で総合的に取り組んでいく必要があると考える。媒体もテレビだけでなく、いわゆるインフルエンサーによるSNSでの発信も主流になっているため、世代や媒体、そして伝える内容をきちんと検討した上での発信が重要と思う。

長尾トモ子委員

もう少し具体的な説明を願う。また、限られた予算の効果的な活用が重要ではないか。例えばPR会社に全て任せるの

ではなく、心を込めた伝える発信にもっと力を入れるべきではないか。大手の広告会社に委託実施のケースが多いと思うが、私たち議員も含め県が自分事と考えるよう述べている割に民間企業に頼り切っている面もあると感じる。民間企業への委託実施ばかりではなく、もう少し伝え方を考えていくべきかと思うが、どうか。

風評・風化戦略室長

震災以降の風評は根強く残っており、加えて処理水に係る風評も懸念するが、国民や海外の人にも自分事として捉えてもらう必要がある。委員指摘のとおり、ただ委託するのではなく自分事として捉え伝えたいとの思いを持って取り組む必要があるため、仮に民間企業委託となっても県の思いを伝えながら確実な情報発信に努めていきたい。

企画調整部長

まさに今の説明のとおりである。これまでの10年間で取り組んできた風評対策も事実であるが、処理水に伴う風評懸念が新たに出てくる。そこは今まで取り組んできた状況をまず発信、次にマスメディアを通じ伝達、そして受け手側の受信までを丁寧に要素分解する。委員指摘のとおり、発信する側も機械的ではなく心を込めることで相手にも伝わると思う。そこを国にしっかり要望するとともに、県の立場でできる発信は総力戦で取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

部長が述べたように、心を込めた発信が重要かと思う。多様なツールの活用を否定するわけではないが、県民としての伝え方を真剣に考えるよう願う。

宮本しづえ委員

風評対策について聞く。担当理事説明要旨には「東京電力の小早川社長から、処理水に係る賠償の考え方について、夏頃から関係団体等への説明を開始し、意見を伺っていく等の回答を得た」とあるが、風評被害の発生は誰が判断するかが問題である。要旨の内容では東京電力が判断して賠償する、当然基準の整備も東京電力となるのではないか。それでは逆に、必要な賠償を受けられる保証がなくなってしまうと心配する。

海洋放出の有無にかかわらず既に県内の事業者は様々な風評被害にさらされているが、これまでの東京電力はほとんど因果関係はないと述べて事業者の賠償の大部分を却下している状況である。風評被害も含め賠償の考え方を客観的に考えていかなければ実際に適用されるのはごく僅かという事態になりかねないが、どうか。

原子力損害対策課長

先月21日、原子力損害対策協議会が国及び東京電力に対する要望・要求活動を行った。国に対し、まずは新たな風評を発生させないという強い決意の下で万全な風評対策を講じるよう強く求めた。それでも被害が生じる場合の賠償は国が責任を持って取り組むべきと考えており、要望・要求活動でも国が前面に立った対応を強く求めてきた。

宮本しづえ委員

国が前面に立った対応とのことだが、それは原子力損害賠償紛争審査会が役割を果たしていない状況であることを意味する。しかし、これまで同審査会は賠償に係る一定の基準を示してきた経過があるため、少なくとも同審査会が処理水に関する賠償の基準を示すよう申し入れるべきである。

また、海洋放出した場合に風評被害を根本から抑える有効な方法を検討するよりも、海洋放出しないのが一番の風評対策であり、そのために県は明確な立場を表明していくべきである。そこを曖昧にしたまま国の方針に沿って風評被害発生時の対応ばかり先行するのは、県民の要望と異なっていると言わざるを得ない。

海洋放出させないとの立場を明確にすべきと思うが、どうか。

風評・風化戦略室長

処理水の処分方針決定により、国内外において新たな風評発生懸念が生じている。国に対し、風評被害を発生させないとの強い決意を持ち万全な対策を講じるよう引き続き求めていくとともに、県としても現在の風評・風化強化戦略をはじめとした強化対策に取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

汚染水処理の問題は今までも多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会で検討されてきたが有効な対策の提示が困難であったため、具体的な対策は何の提示もないまま海洋放出の方針だけが閣議決定されてしまった。有効な対策がないのであれば、海洋放出させないための方策をもっと真剣に考えるべきと強く要望する。

また、原子力損害対策課長は国が前面に立った対応と説明したが、原子力損害賠償紛争審査会との関係はどのように考えているか。

原子力損害対策課長

処理水の処分に関する基本方針には「ALPS処理水の海洋放出後、風評被害が生じた場合には、原子力損害賠償紛争審査会で必要に応じ調査・審議を行うことを検討する。」とあるが、放出前にも風評被害が生じるのではないかと心配する声も聞く。そのため、先月21日の要望活動において国に対し、原子力損害賠償紛争審査会を含め、基本方針の決定による様々な状況変化を捉え、具体的な調査等により本県の現状把握をこれまで以上にしっかり行う等の必要な対応を適時適切に行うよう求めてきたところである。

長尾トモ子委員

ふくしま12市町村移住支援センターが富岡町に開所されるとのことだが、東京都に設置されているふるさと回帰支援センターとの連携内容を聞く。また、県と12市町村の具体的な連携内容も併せて聞く。

避難地域復興課長

本日、富岡町に県設置のふくしま12市町村移住支援センターを開所した。また、東京都のふるさと回帰支援センターは、認定NPO法人が設置、運営している。県としては県外からの移住者の呼び込みを進めていくため、首都圏の窓口を担っているふるさと回帰支援センターの相談員を増員し、県内はじめ12市町村への移住希望者等の相談に対応していく予定である。ふるさと回帰支援センターとふくしま12市町村移住支援センターの連携だが、今後情報共有等を図っていくところである。

加えて、ふくしま12市町村移住支援センターと12市町村の関係については前回2月定例会の常任委員会でも説明したとおり、12市町村はこれまで復旧・復興優先で地方創生にはなかなか取り組めなかったため、相談体制や体験ツアーのノウハウ提供等様々な支援を行っていく。

宮本しづえ委員

確認するが、移住支援センターは本県と東京都の2か所あるのか。

避難地域復興課長

県が設置しているふくしま12市町村移住支援センターは富岡町に、認定NPO法人が設置、運営しているふるさと回帰支援センターは東京都にある。ふるさと回帰支援センターと連携しながら、首都圏等の移住希望者への対応を進めていきたい。

長尾トモ子委員

震災前は長野県を上回り本県が移住先の1位であり、川内村等にも多くの移住者がいた。ちなみに現在のふるさと回帰センターの理事長は、本県出身である。

ふくしま12市町村移住支援センターの移住者へのアピールが非常に重要であるが、具体的な内容を聞く。

避難地域復興課長

どの自治体でも行っているメジャーな方法だが、東京で移住者向けのセミナー等を開催する予定であり、それに先立って移住支援センター独自のウェブサイト開設も考えている。ほかにも専門誌による情報発信等様々な手法による情報発信等を行いながらふくしま12市町村移住支援センターをアピールしていきたい。

なお、同センターの開所式は来週7月9日に行われる。

宮本しづえ委員

県外からの移住者の呼び込みに異を唱えるつもりはないが、今定例会の一般質問で避難地域復興局長による「避難者が

ふるさとに戻ってくるのが避難区域の復興再生の基軸である」との答弁はそのとおりである。ならば、その基軸にふさわしい支援策を実施すべきではないか。現在、避難者への直接的な支援制度はない。農業や商工業の再開等に係る支援策はあるが、現時点で帰還への直接的な費用負担に係る支援は帰還困難区域以外にない。それでは言葉だけであり、実態を伴わないのではないか。

一般質問終了後に同僚議員から、住民票を一旦本県から避難先に移し避難先から再び帰還する際は移住支援の対象にはならないのかと聞かれた。恐らくならないと述べたが、何か変だと感じた。本県にとって基本である帰還者のための支援をもっと検討すべきである。それを踏まえた上での移住者支援なら県民も納得するかもしれないが、帰還者のための支援がほとんどない中で移住者に最大200万円支給となるのは県民感情としても受け入れがたいと思うが、どうか。

避難者支援課長

帰還者への直接的な支援については避難地域復興局長が一般質問でも答弁しているが、県内外の応急仮設住宅や借り上げ住宅から地元への帰還時の移転費に係る支援制度を平成27年度から継続して実施しており、当該制度を活用した帰還世帯が多く存在するもの事実である。そのような中で、現状として、帰還に係る支援金制度を創設するのは難しいと考えている。

まずは委員指摘のとおり、帰還希望者が帰還してもよいと思ってもらえるよう医療や商業、保育、介護等の生活基盤を整備するとともに、震災から10年以上が経過し避難者が抱える個別化、複雑化した課題を相談窓口や全国26地域の生活再建支援拠点による相談等で解消できるよう支援していきたい。

宮本しづえ委員

応急仮設住宅からの帰還者に係る支援について説明があったが、その応急仮設住宅は現在、帰還困難区域にしか存在しない。それ以外の帰還者に対する支援はないため、新たに考える必要があると述べている。避難区域外からの移住は促進するが元の住民には自力で帰還させるのは、避難者が戻ることを基軸にした支援と言えるのか。先ほど情報発信関係の質問で心を込めるとの発言があったが、帰還者に再び本県で生活してほしいとの気持ちを込めた支援策を実施すべきではないか、避難地域復興局長に聞く。

避難地域復興局長

県はこれまでの10年間、避難地域に係る様々な施策に一生懸命取り組んできた。帰還者が増えている地域やそうでない地域、避難指示解除がこれからの地域等様々な状況であるが、その中でさらなる復興の加速化には共通して人手不足が課題となり、なかなか進まない現状がある。当該地域を震災前以上の地域にしていくためには、新しい活力や福島イノベーション・コースト構想も含めた様々な事業を担う人材も必要であるため、1つの策として人手不足解消を目的とした移住支援に係る事業を行うのであって、本会議でも答弁したとおり避難者の帰還が基軸であるのは間違いない。

帰還の決断が難しい人もいるため、人手不足を解消しつつこれまで取り組んできた帰還のためのなりわい再生や商業、福祉、医療関係施設の復旧などを総合的に進めていく必要があることを理解願う。

宮本しづえ委員

移住をやめてほしいのではなく、帰還者への支援を手厚くすべきと述べている。真剣に検討するよう要望する。

次に、現在改定作業中の再生可能エネルギー推進ビジョンについて聞く。福島新エネ社会構想を踏まえた改定の考え方があるようだが、同構想では本県を新しいエネルギーの開発モデルとして国も支援していくとの内容になっているはずである。水素やアンモニアの活用等が今後の再生可能エネルギー推進の要になるのか。

エネルギー課長

新エネ社会構想は2016年に政府関係機関と一緒に策定したが、再生可能エネルギーのさらなる導入及び新たなエネルギーである水素に係る利活用モデル構築の2点がポイントである。それらに加え産業集積など総合的に推進していく内容を盛り込む形で、ビジョンの改定作業を進めている。

宮本しづえ委員

本県が再生可能エネルギー先駆けの地として2040年までに県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すことを目標に進めてきたが、環境問題の面から大規模な再生可能エネルギー設備に対しあちこちの住民から大きな反対の声が出ている。再生可能エネルギー推進の方向性で本当に進めるのか、再度検討し直す必要があるのではないかと。水素やアンモニア等新たなエネルギー中心ではなく県民参加型の再生可能エネルギー推進に転換する等、もう少し地道な計画改定が必要ではないか。国の支援を優先して県民が置き去りになることを大変危惧するため、より地に足をつけた改定作業が必要である。

また、皆が納得できる再生可能エネルギー推進のためには、例えば再生可能エネルギーの設備に関する条例整備など多数ある検討事項等から地道に検討していくべきではないか。

エネルギー課長

再生可能エネルギー導入については、2040年までの目標に向けて現在順調に進んでいる。ただし、委員指摘のとおり様々な環境変化も想定されるため、それを踏まえてビジョンの中に盛り込んでいきたい。例としてはエネルギーの地産地消推進、スマートコミュニティなど周辺エリアを含んだエネルギーの効率化を図る取組等がある。また、再生可能エネルギーに関わる県民や当事者を増やしていくことは地道な部分に合致すると思うため、それらをビジョンに盛り込んでいく。

宮本しづえ委員

ビジョンの計画期間内で水素やアンモニアの実用化はどの程度進む見込みか。

エネルギー課長

アンモニアは水素を製造できる物質であるため、水素関係のエネルギーと認識している。県が最終的に目指すのは再生可能エネルギー由来の水素であるため、カーボンニュートラルの実現も含め再生可能エネルギーのさらなる推進を図っていく。

アンモニアや水素は、現在、国の2050年の電源構成の割合の中で約10%程度を占めるとされているが、まだまだ発展途上の新しいエネルギーである。まずは現在進行中の水素ステーション整備やFCV導入等によるモデル構築を含め様々な事業に挑戦しつつ、実用化の進捗は技術革新の状況も踏まえて見守っていきたい。

宮本しづえ委員

あらゆる技術革新は必要であるが、水素は別のエネルギーから製造された二次エネルギーであるため、一次エネルギーの再生可能エネルギーを多く生み出すほうが効果的ではないか。新エネルギーは技術的な諸課題を多く抱えると受け止め、当面は県内で安定してエネルギーを生み出せる仕組みづくりを計画に盛り込むべきである。

また、エネルギー資源を全県民で共有でき、かつ地域で循環できる仕組みづくりも必要であると思うため、その点を盛り込んだ改定作業を願う。

佐藤義憲副委員長

先ほど長尾委員も質問していた企画2ページの東京駅前常盤橋ふくしま情報発信事業に関し、マルシェ開催等を検討しているとの説明があった。これまで情報発信は総務部広報課が、マルシェ等のイベントは観光交流局県産品振興戦略課が担当部署であったと思うが、例えば商3ページの物産振興費には県産品風評対策事業が計上されている。確認だが、風評・風化戦略室が担当する業務を聞く。

風評・風化戦略室長

当室は基本的に、風評・風化戦略の対策を全庁的に推進するための司令塔や統括的な役割を担う部署である。農林水産業や県産品等に係る風評対策や戦略的な情報発信は各部局が取り組んでいくが、今回の東京駅前常盤橋ふくしま情報発信事業は複数の部局にまたがっているため、当室で予算を計上した。基本的に各分野の風評対策を統括するが、複数の部局にまたがる事業も積極的に推進していく。

(7月 2日 (金) 生活環境部)

宮本しづえ委員

コロナ禍による女性のつながりサポート事業について聞く。前回2月定例会の常任委員会では、女性の支援に関する指摘をした。その後国の具体的な予算措置に続き、県でも具体的な事業が計上されたことは大変感謝しており大きな一歩だと思っているが、予算額が少ないのではないかと。生1ページに国の補助金負担率が4分の3とあるが、国が設定する補助金の上限額内で事業を計画をしたのか。

男女共生課長

補助金の上限額が1都道府県当たり1,500万円となっている。市町村も当該補助金の活用が可能であるが、同様に1,500万円が上限である。

今回は上限の範囲内で計画し、1,239万円の予算を計上した。

宮本しづえ委員

もう少し物資の支援に充当できるよう、上限額限界まで予算を確保してほしい。例えば生理用品の配付は見込みで3,000パックとのことだが、あつという間になくなってしまわないか。まずは国から上限額相当分の補助金交付を受けた上でのさらなる支援強化を願う。

また、今定例会の一般質問においても公立学校のトイレに生理用品を置けないか質問したところだが、当該サポート事業の拡充により学校に生理用品を置くことが可能になるか。

男女共生課長

NPO法人とも連携の上、男女共生センターを中心とした事業を展開しながら相談対応や居場所づくりの取組の一環として、困っている人に生理用品を配付する事業を計画し1,239万円の予算を計上している。あくまでも困ってる人に提供しつつ、その人が抱える生活困窮等の背景要因を把握し適切な支援につながるよう、工夫しながら取り組んでいきたい。

なお、各学校でも保健室に生理用品を置き、女子生徒の申出に応じて無償配付していくことを教育庁から聞いている。

生活環境部政策監

国の補助金はきめ細かな行き届いた相談支援の実施に主眼が置かれているため、物資の購入等でも補助割合がある程度制限されており、極端な話、物資購入に補助金全額を充当することができない仕組みとなっている。

また配付数が少ないとのことだが、郡山市では独自に学校への生理用品配付を実施したり、各方面のNPO法人等が生理用品を提供する等の事例もある。加えて、男女共生センターでも独自の生理用品寄附支援の協力依頼を計画している。支援の広がりには十分でないかもしれないが、当該サポート事業をきっかけに多くの団体や市町村と連携しながら、行き届いた支援を行っていきたい。

宮本しづえ委員

当該サポート事業は、ぜひとも拡充の方向で引き続き取り組むよう願う。

また、当該サポート事業には、困りごとを抱える人に対する訪問相談対応を行いながらの支援に関する取組も含まれていたと思うが、その相談対応者が非常に重要ではないか。ただ相談を聞いただけでは不十分であり、具体的な支援にしっかりつなげられる専門職等の配置が大事かと思うが、どのような職員が対応するのか。

男女共生課長

複数のNPO法人と連携し、方部ごとの訪問相談を行っていきたい。今後は男女共生センターやNPO法人の相談員、各市町村の担当者を対象にした研修を実施して相談に備える予定である。

宮本しづえ委員

NPO法人等が様々な相談対応を行っているのは説明のとおりかと思うが、行政が事業化して取り組むため、行政が直接つなぐ支援方法を検討する必要がある。総合的かつ立体的な支援を行うには、ケースワーカー等有資格者の配置が適切

かと思っていたが、そのような専門職が相談に対応するとの認識でよいか。

男女共生課長

訪問相談等を行いながら自立支援等を担っている社会福祉協議会や県関係機関等と連携し、適切な支援につなげていきたい。

宮本しづえ委員

相談事業の実施は分かるが、その相談対応時に受けた問題は解決の道筋を付ける必要があるため、具体的な支援につなげられる専門職等の配置が重要であると提起している。専門職も多数いるわけではないため人材確保の面で問題があると思うが、NPO法人等との連携の点でも不可欠であるため、検討するよう願う。

最終的には生活保護があると菅内閣総理大臣も述べていたように、やはり最後に行き着くところは生活保護による支援となる。そのような先々の支援を視野に入れた上で、具体的に助言できる職員の配置が重要であることを要望として述べる。

長尾トモ子委員

コロナ禍による女性のつながりサポート事業は男女共生課所管だが、福祉とも関係するため連携状況を聞く。また、当該サポート事業はどの範囲まで行うのか。男女共生センターも様々な取組を行うため、当該サポート事業に集中して力を注ぐのは難しい部分もあると思う。

確かに女性の貧困は主に生理用品をイメージするかもしれないが、ほかにも取り組まなければならないことはあるのではないか。先ほど説明があった郡山市独自の取組だが、約3億円の予算を計上し小中学校に生理用品を配付する、不足する場合は追加の対応を市長は考えているようだ。そのような独自の取組を行っている自治体もあるものの、男女共生と福祉の連携も必要とするためただ事業を行うだけにはとどまってほしくないが、どうか。

生活環境部長

生理の貧困がクローズアップされているが、その根幹には雇用関係や経済的な不安や問題があるのではないかと思っている。それらの問題点をしっかり把握した上でNPO法人等の関係者と連携し地域での訪問活動を行い、身近な場所での居場所づくりにつなげる支援が重要である。また、委員指摘のとおり福祉や雇用等の分野とも関係する問題であるため、社会福祉協議会や商工労働部、労働局等様々な団体と連携しながら課題解決につながるよう支援していきたい。

亀岡義尚委員

当該サポート事業において、NPO法人との連携はどのような取組を想定しているのか。また、NPO法人はどうしても数が多い郡山市や福島市所在の法人が主になると推測するが、その点は県でフォローアップするのか。

男女共生課長

県北や県中、いわきの方部等で居場所づくりなどに関する相談対応を行っているNPO法人との連携を想定している。県内7方部あるが、NPO法人の活動範囲を拡大してもらい訪問相談等に対応できるよう調整しながら当該事業に取り組んでいきたい。

亀岡義尚委員

3方部の連携について説明があったが、それを7方部で行うとフォローアップできるのか心配している。予算の根幹であるため、きちんと計画した上で示すべきと思うが、どうか。

男女共生課長

例えば県北地方では、福島市に拠点を置き居場所づくり等に取り組んでいるNPO法人との連携を考えているが、今後は福島市のみならず各方部での相談事業を計画し調整の上事業に取り組んでいきたい。

生活環境部長

委員はきめ細かな支援の必要性を指摘していると思う。NPO法人のノウハウはもちろんだが、きめ細やかな支援の実施につなげられるよう、NPO法人等の関係団体と意見調整を図りながら今後事業構築を進めたい。

佐藤雅裕委員長

しっかり進めるよう願う。

佐久間俊男委員

生4ページの自然公園管理費だが、約1,188万円増額補正されている。歳入内訳は福島復興加速化交付金が2分の1、残りは一般財源となっているが、なぜ今定例会で計上するのか。前回2月定例会の当初予算で対応できなかった理由を聞く。

自然保護課長

当該事業は、今般の処理水に係る全庁的な風評払拭事業の1つである。風評の影響は全県に及ぶことが懸念されるため、本事業では特に国立・国定公園がある会津方面を中心に公園の魅力的なコンテンツを生かし、動画やアートカードを作成する。また、ウェブ等による国内外への発信も予定しており、風評払拭と自然公園周遊の促進につなげていくため今回計上した。

佐久間俊男委員

承知した。自然公園の魅力向上は、ふくしまグリーン復興構想の基本方針の1つでもある。アートカードは個人的に大好きなのだが、どのような人をターゲットとして発信するのか。

自然保護課長

3つの国立公園と1つの国定公園の各公園にアートカードを配置し、収集意欲をかき立てて来園につなげる狙いである。残念ながら本県は震災以降、自然公園の利用者数が減少し現在も回復しきれていない状況にある。まずはこれまでの利用者をターゲットにしつつ、今回は風評払拭がメインであるため、まだ来園していない人も興味が引くように国内外にも発信していきたい。

佐久間俊男委員

風評払拭や福島グリーン復興構想の一環として取組に努めるよう願う。

宮本しづえ委員

生3ページ、地球温暖化対策事業の歳入には、10分の10の国庫支出金が計上されている。国に続き県も2050年カーボンニュートラルを宣言しており、国と県一体の具体的なロードマップ作成になると思われるが、当該国庫支出金には計画策定に係る縛りがあるのか。

環境共生課長

縛りということではないかもしれないが、現在改定中の地球温暖化対策推進計画にも、作成するロードマップの内容を盛り込む必要があると聞いている。

宮本しづえ委員

今回増額された999万6千円の事業費は民間企業への委託費と推測するため、委託となると何らかの縛りはあると思うが、どうか。

環境共生課長

補助事業であるためロードマップに盛り込む内容等メニューは設定されているが、内容について細かい指示があるわけではない。2050年カーボンニュートラルに向け、特に再生可能エネルギー等を盛り込んだロードマップを作成する内容である。

宮本しづえ委員

カーボンニュートラルを目指す上での課題は各地域で異なると思うため、自分たちでしっかり考えてロードマップを策定してほしい。委託業者に丸投げし完成版はどの自治体も同じになることがないよう、本県独自のロードマップ策定を進めるよう願う。

仮に事業委託の場合、対応できる県内企業はどの程度あるのか。

環境共生課長

現時点では手元で把握していないが、県が目指す内容や県民の取組が明確化されたロードマップ作成にきちんと対応できる業者を選定し、温暖化対策検討会の専門家等とも連携し意見をもらいながら作成を進めたい。

宮本しづえ委員

生活環境部だけでも環境審議会をはじめ環境問題の各種審議会を設置しているため、このような時に専門家の知恵や力を借りるのが重要ではないか。民間企業への委託となると、どうしても完成形について議論することとなるため、計画根幹に係る議論は難しくなってしまう。環境審議会等の専門家と本県の取り組むべき課題を議論する機会を積極的に設け、意見をロードマップに反映できるよう業者との関係を構築してほしい。

今まではその逆で、事業者が整えた案に専門家が意見を述べていたはずである。そうではなく、まずしっかり本県の課題を明らかにし、それを事業者伝えてロードマップ作成に生かしてもらい流れにしないと、本県らしいロードマップにはならないのではないか。再生エネルギー先駆けの地を掲げているが、様々な課題も見えてきているため、それらを踏まえた本県らしいロードマップを作成願う。

亀岡義尚委員

宮本委員の発言に同感である。特に現在は、新たな総合計画の策定作業を含め大事な時期である。本県は震災以降、高い目標を掲げ前を進んでいる。さらに2050年カーボンニュートラルのロードマップ策定であるが、総合計画の作業は県で、もう一方のロードマップは委託とはどうも違和感がある。新たな総合計画は企画調整部主導であるものの、地球温暖化等生活環境部所管の内容と重なる部分も少なくないと思うが、どうか。

環境共生課長

新たな総合計画にも温暖化の項目を盛り込み、全庁挙げて取り組んでいくため、ロードマップや温暖化推進計画と同じ方向を向き、整合性を図りながら策定を進めたい。

宮本しづえ委員

確認だが、ロードマップの策定時期を聞く。

環境共生課長

年度内の策定を目指して取り組む。

三瓶正栄委員

生活環境部の令和3年度事業計画書に新規重点事業として記載されている、東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業の内容を聞く。

男女共生課長

昨年度までは内閣府の事業として実施されてきたが、今年度からは県が実施する。東日本大震災の避難者や帰還者等が抱える様々な悩みに対し、電話や面接等で相談に対応する事業である。

三瓶正栄委員

東日本大震災から早くも10年が経過するが、事業計画書に新規と記載がある。このような事業はもっと早く実施すべきだったと思うが、どうか。

男女共生課長

当事業は平成24年度から令和2年度までの間、内閣府男女共同参画局が岩手県、宮城県と本県の被災3県で実施してきた。30年度からは本県のみの実施となり昨年度で事業終了となったが、年間1,000件の相談実績等を踏まえ継続の必要性を検討し、今年度以降は県の事業として実施することとなった。

三瓶正栄委員

相談件数が年間1,000件とは、相当な数である。私も相談を受けたことがあるが、中でもDV被害等は心の殺人で、あってはならない。人命は最も重いので、今後も必要性を検討し、丁寧な相談対応で明るい人生につなげられるようよろし

く願う。

次に、ごみの排出量についてである。今定例会の一般質問でも我が会派の高野議員がごみの排出量について質問したが、新聞報道でも富山県に次いでワースト2位と報じられた。高野議員の質問に対し、小学生に対する教材配付や環境アプリ等の活用との答弁があったが、その環境アプリの現時点におけるダウンロード数を聞く。

一般廃棄物課長

6月21日時点で2,827件である。

三瓶正栄委員

リサイクル率も、和歌山県に次いでワースト2位となっている。県内で観光名所を抱える北塩原村や猪苗代町では、食品廃棄物をリサイクルして堆肥にする先進的な取組を行うとのことだが、この取組を県内にも広めるための他市町村との連携をどのように行うのか。

一般廃棄物課長

確かに北塩原村や猪苗代町は1人1日当たりのごみ排出量が多いが、宿泊施設からの大量の生ごみ排出が要因の1つである。今年度はそのような課題解決のため、北塩原村では生ごみ処理機を導入し、ごみの減量化を図る取組を行う。猪苗代町でも宿泊施設を対象に、町保有の堆肥化施設に搬入した生ごみを堆肥に変える取組を行っている。

三瓶正栄委員

福島市の剪定枝破砕機で枝等をチップ化させマルチング材として活用させる取組等、よい取組は他市町村に広報、啓蒙活動を行うべきと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

委員指摘の福島市の取組は、剪定枝、草等の排出量が非常に多く困っているとのことと市と協議した結果、県がリースした破砕機を市に貸与する形で実施している。

三瓶正栄委員

SDGs、持続可能な社会を目指していくわけだが、やはり県民一人一人の意識向上が重要な課題である。余談だが、私が過去、地元のライオンズクラブ会長等を務めた時期に行っていたごみ拾い活動の際に、ごみ拾いは運を拾える、そのくらいの環境美化の意識を持ち皆で美しい町づくりをしよう、と周囲に話したことがある。今後の取組をよろしく願う。

部長からツキノワグマについて説明があったが、私が住む田村市でも先般イノシシのわなにかかったツキノワグマが発見された。阿武隈山系地域に熊は生息しないと言われてきたが、とうとう出没してしまった。田村市も早速、船引町の片曾根山に注意喚起の看板を設置したようである。

気候変動の影響もあるのか原因は不明だが、今回の阿武隈山系地域をはじめどの地域でも熊出没の危険性があるため、各市町村と連携しながらさらなる注意喚起に努めてほしいと思うが、どうか。

自然保護課長

委員指摘のとおり近年熊の目撃件数が非常に増えており、平成30年度以降は500件を超え毎年記録を更新し、昨年度も603件と過去最多であった。今年は春先の気温が平年より高く活動が早まることも予想されたため、4月15日付で本県として初めてツキノワグマの出没注意報を発令している。引き続き市町村と連携しながら、最大限の注意喚起に努めていく。

三瓶正栄委員

今回田村市で捕獲された熊は、いわき市方面あるいは郡山市から阿武隈川を渡って来た等の様々な説を関係者から聞いている。市町村と連携しながら追跡調査等でしっかり対応するよう、要望する。

山口信雄委員

ツキノワグマに関連し、イノシシについて聞く。昨年度のイノシシ捕獲頭数が3万5,000頭を超えたとのことだが、帰還困難区域で国が捕獲している頭数は含まれているのか。

自然保護課長

現時点での昨年度における捕獲頭数速報値は3万5,698頭であるが、この頭数には帰還困難区域における環境省の捕獲頭数2,252頭も含む。

山口信雄委員

これまでの国による捕獲頭数は把握しているか。

自然保護課長

把握している。平成30年度が949頭、令和元年度が2,136頭と年々増加しており、2年度が2,252頭で過去最多を記録した。

山口信雄委員

県ではイノシシの捕獲に大変力を入れているが、なかなか全体数の減少まで至らず苦しい状況だと思う。県の努力にも限界があるのかと思うが、国の捕獲頭数増加に向けた働きかけを行っているか。

自然保護課長

環境省による捕獲も非常に重要と考えているため、国に対しさらなる捕獲枠増を強く要望しているところである。

山口信雄委員

国の捕獲も県と足並みを揃えた方法でないと、今後増えていくのではないかと懸念している。県の取組が実を結ぶ働きかけを要望する。

佐藤義憲副委員長

帰還困難区域での直近の捕獲頭数は2,252頭とのことだが、県では野生鳥獣に対する管理計画の中で推定の生息頭数に基づき捕獲していたはずである。帰還困難区域では、例えば国が生息数等を把握した上で捕獲しているのか。

自然保護課長

委員指摘のとおり、福島県イノシシ管理計画（第3期）では県全体の生息数を5万4,000～6万2,000頭程度と推測をしているが、帰還困難区域など特定地域の生息頭数を把握するのは非常に難しい。よって、環境省として今できる最大限の捕獲に取り組んでもらっているところであり、さらに頭数の上積みを求めている状況である。

佐藤義憲副委員長

捕獲頭数を増やしてもらっている状況にあるのは承知したが、人が足を踏み入れてない地域であるため、やはり国が帰還困難区域における推定生息数を把握してほしい。山口委員の発言と関係するが、生息数を把握しないとその区域が発生源となって各方面へ広がっていると推測されてしまう。国に対し、丁寧に説明しながら求めていくことも必要かと思うが、どうか。

自然保護課長

委員指摘の点を踏まえ、環境省と協議しながら今後進めていきたい。

佐久間俊男委員

2点聞く。まずは、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域についてである。搬出も含めて順調に進んでいると認識しているが、震災以降も生活環境部には大変な苦勞をかけている。指定地域のほとんどの市町村では実施率が100%に達していると思うが、現在の状況を聞く。

除染対策課長

汚染状況重点調査地域の面的除染は平成29年度末までに全て完了しており、現在はその除去土壌を中間貯蔵施設等に搬出する作業を進めているが、部長が説明したとおり搬出は順調に進んでいる。今年3月末時点で仮置場は9割近く減少、現場保管は9割以上で除去土壌の搬出が完了している。

佐久間俊男委員

環境省による指定地域が解除となった市町村も100%との理解でよいか。

除染対策課長

41市町村が汚染状況重点調査地域に指定されていたが、うち9町村が指定解除されている。

佐久間俊男委員

県民の立場からすると、既に汚染土壌の搬出も含めて終了している全ての地域は指定解除の動きがあってもよいと思うが、指定解除の条件を聞く。

除染対策課長

空間線量率が $0.23\mu\text{Sv}$ 未満の状態が継続していること及び土壌等の除染等措置が完了していると認められることである。市町村では、除染は完了しているが一部で除去土壌搬出等が残っていることや、搬出は完了しているが近隣自治体と足並みを揃えた指定解除を望む等のそれぞれの事情を抱えながら、解除に向けて検討が行われている。

佐久間俊男委員

震災から10年が過ぎ、今年4月1日からは第2期復興・創生期間に突入している。本県は生活環境部も含めて懸命に風評払拭に取り組んでいる中で、ある意味汚染状況重点調査地域の指定解除が風評払拭に直結していくと思っている。指定解除と県民の思いが同じになり、そして今後のさらなる復興につながっていかねばならない節目の10年だと思うが、部長の意気込みを聞く。

生活環境部長

まず、環境回復が復興の大前提である。委員指摘のとおり除染が着実になされ、空間線量率も下がり生活環境が整い、その状況が対外的にもしっかり可視化されることが風評対策の1つであると思う。まずは、一部市町村で完了していない除去土壌の搬出を進めたい。解除に向けては、近隣地域と足並みを揃えたいと希望する市町村もあるが、それらを踏まえしっかり取り組んでいきながら1日も早く解除につながるよう、県としても環境省や市町村と連携しながら進めていきたい。

佐久間俊男委員

よろしく願う。

次に、只見線の復旧及び利活用促進について聞く。過日、県とJR東日本が国土交通省にJR只見線の鉄道事業許可の申請を行ったとの報道があった。今年度の予算でもJR只見線復旧事業として約12億4,900万円計上されているが、まずは現時点における只見線復旧工事の進捗状況を聞く。

只見線再開準備室長

JR東日本が平成30年度から復旧工事を進めているが、これまでの3年間における全体想定事業費約90億円のうち約56億6,200万円に当たる補助対象工事が完了している。今後も、来年中の再建に向け工事が進むと考えている。

佐久間俊男委員

進捗率は約60%程度か。鉄道事業許可申請の認可に5か月かかるとの報道があったが、県が目指す事業認可の時期を聞く。

只見線再開準備室長

先月30日、国土交通大臣宛に第三種鉄道事業許可申請を行った。審査を経て許可が下りると思われるが、時期までは把握できない。再開予定の来年度までには許可が下りよう、取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

今年11月頃に許可が下りるのではないかと、との報道を目にした。現在の工事進捗率は6割程度であるため、許可後も工事が続くと思う。只見線再開は県民の悲願であり、地元や沿線の関係市町村、地域住民にとっても待望であると認識している。

JR只見線は会津若松から新潟県の小出まで一つの線路で結ばれ、中通り等の地域や会津鉄道経由で栃木県日光市ともつながっており、その意味では生活環境部が所管する県民の足の確保である。先ほど話題になった自然公園との連携の面でも大いにメリットがあると思うため、ぜひ早期の工事完了を願う。

また、JR只見線は上下分離方式への移行を予定しており、自治体が鉄道施設等を保有する形になるはずである。毎年

県と関係17市町村が約2億円補助する形になっているが、今後もJR東日本が経営するのか、または第三セクターに移管となるのか。可能な範囲で聞く。

只見線再開準備室長

委員指摘のとおり、JR只見線の一部で上下分離方式を採用することとしている。今回の工事は、JR只見線の一部分である会津川口駅から只見駅の不通区間で行っている。当該区間が再開すると、役割分担により線路や駅舎など鉄道施設等の保有、管理は県が、列車の運行はJR東日本が行う。

佐久間俊男委員

所管は商工労働部だと思うが、私は観光にも力を入れるべきだと思っている。鉄道の管理主体は生活環境部であるが、商工労働部との連携は考えているのか。相当準備を進めていかなければ再開に間に合わない気がするが、どうか。

只見線再開準備室長

当該地域は人口減少等の影響も大きく、いわゆる生活路線だけでは維持が難しいため、既に事業は実施しているものの引き続き只見線の地方創生路線として利活用に取り組む必要があると考えている。先日発表したが、会津鉄道の観光列車等を取り入れるなど企画列車等の運行や普通列車でのおもてなし、バスと連携した列車利活用等を進めており、観光面の強化も図りながら取組を進めていきたい。当然、その際は観光面の部局とも連携しながら取り組んでいく考えである。

佐久間俊男委員

先ほども述べたが、JR只見線の再開は県民の悲願である。県民の期待に応えられるよう、さらなる取組を期待する。

佐藤義憲副委員長

部長説明でも触れていた会津鉄道のお座トロ展望列車について、臨時団体列車として只見線で運行する際のダイヤ等は県とJR東日本の協議の結果だと思うが、費用の補助等は事業費に含まれているのか。

只見線再開準備室長

「地方創生路線」只見線利活用プロジェクト事業に含まれている。

佐藤義憲副委員長

再開に向け機運を盛り上げる取組が着々と進んでいるのは、大変よいことだと思う。お座トロ展望列車は会津鉄道でも人気があり、美しい景観の只見線にもってこいの車両である。可能であれば、会津鉄道とのより密な連携をお願いしたい。以前、会津鉄道に乗って浅草から自転車付きで来県した観光客が田島で1泊し、大倉山を越えてサイクリングルートで只見方面に向かい、また1泊して戻り周遊する旅行等の企画を提案したように、会津鉄道とJR只見線全体が上手く回るような形で今後も取り組むよう要望する。

長尾トモ子委員

只見柳津福島県立自然公園とその周辺地域が越後三山只見国定公園に編入される予定だが、メリットを聞く。

自然保護課長

環境省の中央環境審議会で編入案が了承されたが、メリットの大きな1つは国定公園への昇格による知名度の向上と誘客である。2つ目は、国定公園への編入により国から受けられる施設整備等への財政支援である。

長尾トモ子委員

やはり国定公園となると全国に名が知れ渡ると思うが、新たに樹木の伐採等に対する規制も出てくるのではないかと。例えば、昨年小泉環境大臣が磐梯朝日国立公園を視察していたが、五色沼の周りを通ると樹木が高過ぎてビューポイントが見づらくなっている。国立公園だから勝手な伐採もできないが、五色沼から裏磐梯を眺めても樹木が大きく育ち過ぎてせっかくのすてきな景色が見えなくなっている。

自然保護課長

基本的に、従来の県立自然公園の規制の枠組みを維持する。例えば只見の沼ノ平や蒲生岳の周辺など、地元と協議して保護を要するとした地域は一部あるが、基本的に従来どおりのままであるため、国定公園の編入で規制が特段強化される

わけではない。

長尾トモ子委員

今述べたのは只見柳津公園の件だけではない。裏磐梯の樹木は国立公園だから伐採してはいけない決まりがあったと思うが、小泉環境大臣は多少の緩和を提案していたはずである。ビューポイント付近等の環境は整えたい意識があると思うが、許可等は必要なのか。

自然保護課長

裏磐梯は国立公園の満喫プロジェクト対象地域であり、今後環境省や関係市町村と協議会を立ち上げて保護や活用等が検討される予定である。その中で、委員指摘のビュースポット整備等についてももしっかり議論していきたい。

長尾トモ子委員

木や雑草はどんどん伸びていくので、早期の話合いが必要ではないか。さらに地域住民の中には、国立公園内だから伐採等は禁止と認識している人もいる可能性があり周知徹底が必要と思うため、よろしく願う。

また、猪苗代湖周辺の天神浜は、現在管理者である民間業者が草刈り等を行っている。天神浜は昔から信仰の場所であり幼少期には海だと言って泳いでいたこともあるが、現在はゲートが設置され浜辺に行けない。天神浜は国立公園前の場所であるため、所有者だけの問題ではなく県や環境省も関わっていく必要があると思うが、どうか。

自然保護課長

今後環境省に相談しながら、対応を検討していきたい。

長尾トモ子委員

風評・風化払拭も踏まえ美しい本県をアピールしていく必要があるため、先送りしてはならないと思う。しっかりと意識を持ってほしいが、部長の考えを聞く。

生活環境部長

国立公園の利用促進には、景観整備や観光客に対する利便性向上の視点が非常に重要であると思う。委員指摘の課題は決して先送りすることなく、環境省に協議が必要な部分はしっかりと対応を求めながら調整を図っていきたい。

宮本しづえ委員

災害廃棄物処理の関係について、部長説明要旨に「自らの施設だけでは処理が困難な13市町村については、県と福島県産業資源循環協会との災害時応援協定に基づき、民間処理施設を活用して処理しております。」と「災害廃棄物を円滑に処理し、被災地の速やかな復旧を図るため、県内の全市町村及び13の一部事務組合との間で「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」を締結いたしました。」の記載があるが、自らの自治体で処理出来ないと判断した市町村は、どちらの方法を選択するのか。県と協議した上で適切な方法を選択するのか。

一般廃棄物課長

まず福島県沖地震の災害廃棄物だが、現時点では広域処理を行う必要までではない状況である。なお、木くずや屋根瓦、コンクリートがら等には一般廃棄物処理施設で処理不可のものが含まれているが、それらは現在県と応援協定を結ぶ福島県産業資源循環協会が保有する民間処理施設で処理が行われている。

また、先般締結した応援協定は、災害発生時に自分の自治体の施設で処理できないと判断した市町村が県に手を挙げるが、例えば可燃物が処理できない状況が発生した際は、県の調整で被害が少なかった自治体などに処理を依頼する仕組みとなっている。可燃物等は原則、市町村が保有する焼却施設の融通を想定している。

宮本しづえ委員

埋立処分しか方法がない廃棄物は福島県産業資源循環協会が保有する施設を、焼却処理で対応可能な廃棄物は原則、一部事務組合等に協力依頼する、とのすみ分けか。

一般廃棄物課長

委員指摘のとおり、災害発生時はそのように処理を行うことになる。

宮本しづえ委員

次に、除染について聞く。今年5月末までに累計1,091万 m^3 の除去土壌が中間貯蔵施設に搬入されたとの説明であったが、帰還困難区域を除いた場合の最終的な搬入量を聞く。

除染対策課長

搬出が進んでいるため中間貯蔵施設への搬入量は減っているが、今年3月末時点の仮置場または現場保管の量は約125万 m^3 である。

宮本しづえ委員

5月末で1,091万 m^3 、3月末の保管量が125万 m^3 とのことで、重複する部分もあると思うが、帰還困難区域を除いた場合の中間貯蔵施設への搬入量は約1,200万 m^3 か。

中間貯蔵施設等対策室長

最終的な搬入量は、令和2年度末までの実績が1,055万 m^3 である。今年度の輸送量は約254万 m^3 を計画しており、合算した約1,309万 m^3 の搬入を想定している。

宮本しづえ委員

昨年度末時点の保管量が125万 m^3 であるため、1,091万 m^3 に合算しても約1,300万 m^3 にはならないが何かあるのか。

また、第10次与党提言の時期に近い今年7月頃に、帰還困難区域の除染に係る方針が示されるかもしれないと聞いている。そうになると、今後帰還困難区域の除染をどのように進めるか具体的な目標が必要になると思うが、従来と同じような除染でよいのか問題とされるのではないか。帰還困難区域は最も線量が高い区域であるため、ほかの地域と同じ除染では空間線量の一定確保が難しいと感じる。相当広範囲の除染を行わないと避難解除は難しいと思うため、しっかりした除染の実施を求めている。

一般質問でも避難指示解除と避難区域外の線量の基準が異なっておりダブルスタンダードである旨を指摘したが、政府の方針が出る前に避難区域外の年間1 mSv を基準にしっかりした除染を行う方向性を求めている。非常に重要な問題であると思うが、知事は具体的に答弁しなかった。避難者が帰還を判断する上では大変重要であるため、曖昧にせずしっかり取り組んでほしいが、どうか。

除染対策課長

まず搬入量の約1,309万 m^3 についてだが、現在行っているため池の線量低減化事業などから発生する土壌も含まれるため差が生じていると思われる。

次に帰還困難区域の除染だが、委員指摘のとおり帰還困難区域の解除要件の1つが年間積算量20 mSv となっている。環境省では除染を実施しできる限りの線量低下を図っており、ひととおりの除染終了後も各町村の除染検証委員会で専門家の意見を聞きながら、線量に改善が見られない箇所については各現場の状況に応じた除染方法によりフォローアップ除染が実施されていると聞いている。帰還困難区域の除染は国が責任を持って実施すべきであり、福島復興再生基本方針において、避難指示解除後の追加被ばく線量が長期目標として年間1 mSv 以下を目指していくとされていることから、この方針を実現するよう引き続き国に求めている。